

浴槽水・排水に関する水質基準変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、公衆浴場の水質基準に関する指針及び排水基準を定める省令が改正されることになりましたのでご案内いたします。
弊社におきましては皆様のご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので、今後とも引き続きお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

■浴槽水について

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）の一部改正が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が改正され、水質基準項目が「大腸菌群」から「大腸菌」へ変更となりました。

【変更前】

検査項目コード	検査項目	基準値
410033	大腸菌群	1個/mL以下

【変更後】

検査項目コード	検査項目	基準値
410023	大腸菌	1個/mL以下

■排水について

排水基準を定める省令の改正に伴い、公共用水域などの水質汚濁防止を目的として、「大腸菌群数」に代わり「大腸菌数」が新たな排水基準項目として適用されることとなりました。

【変更前】

検査項目コード	検査項目	許容限度
412320	大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³

【変更後】

検査項目コード	検査項目	許容限度
412325	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL

